

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護士豊川義明、同寺沢勝子、同戸谷茂樹、同斎藤浩、同高橋典明の上告趣意のうち、公職選挙法一三八条一項、二三九条三号（昭和五〇年法律第六三号による改正前のもの）の違憲をいう点は、右各規定が憲法前文、一四条、一五条、二一条、三一条に違反しないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和四三年（あ）第二二六五号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく（最高裁昭和五五年（あ）第八七四号同五六年六月一五日第二小法廷判決・刑集三五巻四号二〇五頁、同昭和五五年（あ）第一四七二号同五六年七月二一日第三小法廷判決・刑集三五巻五号五六八頁参照）、公職選挙法一四二条一項、二四三条三号（昭和五〇年法律第六三号による改正前のもの）の違憲をいう点は、右各規定が憲法前文、一四条、一五条、二一条に違反しないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和二八年（あ）第三一四七号同三〇年四月六日大法廷判決・刑集九巻四号八一九頁、同昭和三七年（あ）第八九九号同三九年十一月一八日大法廷判決、刑集一八巻九号五六一頁、同昭和四三年（あ）第二二六五号同四四年四月二三日大法廷判決・刑集二三巻四号二三五頁）の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がなく、憲法九八条二項違反をいう点は、その実質は公職選挙法一三八条一項、二三九条三号（昭和五〇年法律第六三号による改正前のもの）が市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五四年八月四日公布条約第七号）に違反する旨をいう主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五七年十一月五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長	宮	崎	梧	一
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	大	橋		進
裁判官	牧		圭	次